

## 第11回子どもの権利・参画のための研究会

日時：平成20年10月27日（月）

午後7時から午後9時まで

場所：県庁中庁舎3階第1会議室

### 議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 講 演

テーマ「他自治体の条例の特徴とその意味について」

東京成徳大学 半田勝久 准教授

(2) 意見交換

3 その他

4 閉 会

第11回子どもの権利・参画のための研究会議事録

日 時 平成20年10月27日（月）午後7時から9時まで  
場 所 千葉県庁中庁舎3階第1会議室  
参加委員 池口紀夫委員 岡田泰子委員 片山喜久子委員 黒木裕子委員  
佐藤浩子委員 鈴木隆司委員

事務局

ただ今から、「第11回子どもの権利・参画のための研究会」を開催いたします。

本日は東京成徳大学、半田勝久准教授をお迎えして、「他自治体の条例の特徴とその意味について」というテーマでお話いただく予定です。よろしくお願ひします。

恐縮ですが、自己紹介を会長の方から順によろしくお願ひします。

池口会長

中核地域支援センター夷隅ひなた所長の池口です。よろしくお願ひします。

鈴木副会長

千葉大学教育学部の鈴木です。よろしくお願ひします。

岡田委員

子ども劇場千葉県センターの岡田です。よろしくお願ひします。

黒木委員

NPO 佐倉こどもステーションの黒木です。よろしくお願ひします。

佐藤委員

CAP ぽけっとの佐藤です。よろしくお願ひします。

片山委員

千葉市立源小学校で勤務しております、片山と申します。よろしくお願ひします。

事務局

児童家庭課虐待防止対策室の鈴木です。いつもお世話になっております。本日はよろしくお願ひいたします。

事務局

人権室の鈴木でございます。よろしくお願ひします。

事務局

会議は原則公開となります。議事録につきましても、従前どおり公開とさせていただきます。

それでは、今後の進行は池口会長にお願ひいたします。

池口会長

本日の研究会の位置付けは、今日本の各自治体で制定されているもの、あるいは制定されつつある子どもの条例について勉強しようということで、半田先生をお招きしてそれぞれの特徴とその意味について解説をしていただくというのが目的となっています。半田先生に膨大な資料を用意していただきましたが、昨晚徹夜で作っていただいたということで、我々もしっかり勉強していきたいと考えております。1時間半近く講義をしていただいて、その後時間の許す限り、質問あるいは意見の交換を行いたいと思っております。9時終了なので、その前10分くらいは時間を取りたいと思っております。その辺の目途で行いたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。お忙しい中無理してお出でいただいたので、本当に申し訳ないのですが、この研究会のやろうとしている事柄の重大性からして、やはり今日はしっかりこの会を経て、次の段階に進まなければいけないという考えのもとに実施しておりますので、半田先生どうぞよろしくお願ひします。

半田准教授

よろしくお願ひします。委員の皆様も非常にお忙しい中、私がどうしても27日（月曜日）の夜でお願ひしたということもありまして、池口会長から委員の方もかなりお忙しいとうかがったのですが、設定いただきどうもありがとうございました。池口会長が今、夷隅とお話されましたが、ちょうど先週の木曜日、いすみ市の方まで保育実習の見回りに行ってきました。池口会長はこの辺りにおられるのかなと、非常にのどかな地域で、実習見回りが終わった後は、農産物直売センターに転々と立ち寄りながら戻ってきてまして、いすみ米も買っ

てきました。

私の所属している大学は千葉県八千代市にある東京成徳大学ですが、5年ほど前に東京の池袋のすぐ傍の十条に子ども学部子ども学科という新学部を作りまして、そちらへ移動しました。今日は横浜の他大学、火曜日は八千代市の人文学部、水・木・金曜は子ども学部というような生活を送っております。なので、なかなかゆっくり研究に取り組むことができていないのですが、今回は「他自治体の条例の特徴とその意味について」という題を頂きまして、それについて資料を作成してまいりました。私は特に子どものオンブズパーソンや相談・救済制度についての研究を主にしております。

それでは時間も限られていますので、レジュメを御覧ください。

近年、自治体レベルで子どもの権利に関する条例を策定する動きが見られております。これは1989年に国連で「子どもの権利条約」が採択されて、1994年に日本がこれを批准し、それを受けて各自治体がそれぞれの現状を踏まえながら子どもの権利を保障し、増進していくための施策を打ち出そうと試行錯誤した成果であるといえます。そこにはこの委員会の様に夜分遅くまでいろいろな検討をされている自治体職員の皆様と、様々なNPOや市民、また研究者を交えた議論が展開された成果だと思えます。そこでまず、日本における子どもの権利に関する条例研究が進展した過程というものを最初に簡単に追って、その次に条例設置の意味をお話させていただきまして、その上で他自治体の条例の特徴を検討し、そして今後条例を制定していくにあたって様々な課題が他自治体でも出ておりますので、その一部を紹介させていただきたいと思えます。

最初の「日本における子どもの権利に関する条例研究の進展した過程」ですが、いろいろ調べてまいりましたが日本教育法学会が1993年に設置した「子どもの権利条約研究特別委員会」が最初ではないかと思えます。同委員会が掲げたテーマのうちの一つに「子どもの権利基本条例案を作成し、自治体レベルでの条約の実施と普及に貢献すること」とありまして、それを踏まえて獨協大学の野村武司先生は、何でこうした条例案を提案するのかという理由について「子どもの権利保障の観点から、子ども行政の基本原則を示し、自治体施策あるいは権限の総合化と体系化を規範の裏づけのもと行う必要があると考えたからである」と述べられています。そして1994年の条約批准を受けまして、子どもの人権連が自治体でどのような取り組みがなされているかというものを全自治体にアンケート調査を実施し本を出版していますが、当時子どもの権利に関する条例を制定している自治体はありませんでした。その後1995年の4月に兵庫県川西市の方で、「子どもの人権と教育」検討委員会が設置され、そ

の提言の中で子どもの人権を守るオンブズマン制度の創設が提起されました。当初は教育委員会が中心となりながら、教育委員会の付属機関として骨子を作っており、最後のギリギリの所で市長の付属機関に修正されて可決されることになりました。ちょうど1998年の6月、国連子どもの権利委員会が日本政府に出した総括所見において「子どもたちの権利の実施を監視する権限を持った独立機関が存在しない事を懸念」し、「子どもの権利のためのオンブズパーソンまたはコミッショナーを創設するかのいずれかの手段により、独立した監視機構を設置するために必要な措置をとるよう勧告」し、これに呼応するように川西市において作られたと考えられます。そして同年、川崎市では総合条例策定の検討がなされまして、2000年12月に「川崎市子どもの権利に関する条例」が作られました。川崎市の場合は総合条例で、川西市の場合は子どものオンブズパーソン条例という子どもの相談や救済に特化した個別条例であるのですが、これらを先進的なモデルとして全国の自治体が取り組みを始めていくことになるわけです。そして2002年の4月には、「地方自治と子ども施策全国自治体シンポジウム」が開催されました。今年は7回目で、ちょうど今週の木、金曜日に世田谷区で開催されます。これまで川西市、川崎市、多治見市、市川市、志免町、高浜市といろいろな子ども施策を推進している、また条例を設置している自治体で開催されています。これにより、全国の中の条例を作っている自治体などとそれぞれ情報交換をし、研究者を交えて交流を活性化していきながら現状と課題を探っていこうという場ができたわけです。例えばその中では、子どもの権利に関する条例の分科会であったり、相談・救済の分科会、子どもの居場所の分科会、子どもの参加の分科会、自治体とNPO、大学との協働という分科会が開催されています。今年は子ども支援の総合化というテーマで子どもの次世代支援行動計画の前期部分を見直し、後期計画をどのように作っていくのかというような分科会が行われます。できればその前にここでお話をさせていただいて、今年も条例の分科会がありますので、興味関心を持たれ、さらに深めたい議論をそのまま今週世田谷にお出かけいただきたいと思ひまして、ここに挙げさせていただきました。自治体シンポは子どもの権利条約総合研究所が中心となって運営しています。同研究所は子どもの人権連の委託を受けて全自治体に調査を行っています。その後「川西市子どもの人権オンブズパーソン制度」が数年経って、実際にどうこのシステムが動いているのか一度検証した方がいいのではないかとということで、同研究所が調査を実施しました。その後2005年からは、八千代市、多治見市、川西市、埼玉県、札幌市などで「子どもの安心と救済に関する実態意識調査」を行いました。例えば、子どもとおとなの認識のズレや自己肯定感の高低によりどんな違いがあるのかとい

う調査を行っております。それで、紹介になりますが、「子ども条例ハンドブック」を2008年に刊行しまして、今回はこの中のいくつかの論考に沿いながら、報告させていただきます。このように、条約ができた後、条例がどのようにできて、市民運動とリンクしながら動いていったのか一例を挙げました。またそれ以外にも DCI (Defense for Children International) という団体や、日本弁護士連合会などが子どもの権利条例や国連に提出するカウンターレポート作りに関わり、研究者と市民が協力しながら進展していったというのが現状です。

では次に条例設置の意味ですが、なぜまちづくりで子どもに特別に焦点を当ててるのかということについては、8月5日の千葉県と県民の勉強会の時にも少しお話させていただきました。まずは権利条約の第3条に書かれてあります子どもの最善の利益が、第一義務的に考慮されるようにする国際法上の義務であります。そして「子どもは人間であり、子どもは子どもであり、子どもはやがておとなになる存在である」という前提があります。これは堀尾輝久さんが、本に書いていることではありますが、子どもは昔は人間でないと見られていたり、子どもは小さなおとなであると見られていたりというところから子どもの権利の特殊性、また子ども期の存在というもの、人権という概念だけではなく子どもの権利の固有性というところを説明する根拠にもなっているところです。そして次に子どもたちは当然おとなの支援、おとなの保護無くしては生活できない完全な依存状態にあり、また政策の影響を受けやすかったり、参政権もありません。すなわち、子どもはいつも様々な被害に遭う立場として社会的弱者であり、そして例えば権利救済を求める上でも様々な問題に直面しやすいです。さらに、子どもに特別に焦点を当てないことによる対費用効果の側面も考えると、これは測定しにくくなかなか政策的に焦点を当てられません。しかしそのことにより被っていく莫大なコストを、焦点を当てることにより回避できることにつながるのではないかと、というところをいくつか挙げておきました。

ではなぜ子ども条例なのかということで、先ほど独協大学の野村先生の指摘を挙げておきましたが、早稲田大学の喜多明人先生は、「子ども施策を地域・自治体が独自に、総合的に、かつ継続的・安定的に推進していくため」と述べております。近年縦割り行政の壁をなんとか越えようと子ども部や子ども未来課というものが出来ているように、縦割り行政の壁を越えながら子ども施策を地域自治体が独自に総合的に推進しています。そして継続的・安定的にということころは、よくトップが交代すると子ども施策に対する考え方が全く変わってしまったり、子ども部などの担当部署の職員が異動で変わると、また一からのやり直しということもありますので、この条例というものをベースにしながら、

子ども施策を安定的に・継続的に保ち、発展的に展開していくために必要なのだということです。そして議会で条例をもむ中で、議員、行政、市民を交えながらどのようにすると子どもにやさしいまちづくりができるのかということを検討していく、この議会の意思をくぐるということが継続的・安定的に推進していくことにもつながっていくのだと述べられております。次に東洋大学の森田明美先生は、第1に条例を作る事で確実に施策を実現する根拠ができる、第2に喜多先生もあげているように、施策を継続的なものにできる、第3に地域の関係者と方向性を共有する事ができる、と述べています。3つ目のところがポイントになるわけですが、子育て支援にとどまっておらず、子どもの育ち支援にまで施策が届いていない自治体にとっては、こうした子どもの権利条例を作る事を通して、その自治体の子育てや子どもの育ちを改めて真剣に子どもをはじめ市民とともに考え続ける機会にすることができるということで、議会の意思をくぐるというところとも繋がってくると思います。

そして次にあげたのは、8月5日にお話させていただきましたユニセフのイタリアのイノチェンチ研究所などを中心としながら進めております、「子どもにやさしいまちづくり」に関するものです。日本でも多くの条例の中で「子どもにやさしいまちづくり」が進められており、豊田市の条例の中にもこの言葉が使われております。その中には、「すべての子どもの権利を一貫して促進・保護する立法、規則の枠組みおよび手続きを確保する必要について」述べられています。そして次に千里金蘭大学の吉永省三先生、この先生は川西市のオンブズパーソン条例を作った時の事務局の方で、学位も子どものオンブズパーソン制度でとっている方なのですが、従来の子ども施策との関係で、「これまで進めてきた子ども施策の到達段階を踏まえてさらに施策を充実させていくため」と述べております。これは地域の子ども施策のさらなる発展をさせていくこと、その背景にはまた地方分権一括法の制定以降、各地方・地域で独自の子ども施策を進めることが可能になったことも挙げられます。条約は政府、締約国との関連の中で多くは国レベルで進められているわけですが、特に日本の場合は国レベルはどちらかというと積極的な推進ではなく、地方分権一括法の制定も含めて、また川崎市・川西市などが条例を策定したということもあって、特に自治体の中で子ども施策というものを進めていこうということが可能になっています。特に次世代育成支援対策推進法の中で、これは10年の時限立法ではありますが、総合計画を作って自治体の下で実施していくとの絡みもありながら、従来の子ども施策を地域の実情に応じながら到達段階を踏まえて、さらに条例との絡みを検討していく中で施策を充実させていくことが必要なのだと述べられております。そしてまずこの条例の基本原則になっていくのが、この

子どもの権利条約に依拠していくことです。子どもの権利条約に依拠して子ども施策を実施していく、その基本原則は先ほども述べたように第3条に書かれている「子どもの最善の利益」を確保すること、そして子どものエンパワメントを進めていくことです。先ほどいろいろな自治体の調査をしているということもお話しましたが、その中では自己肯定感が非常に低い状況にあったり、自己肯定感の高い子どもと自己肯定感の低い子ども、また自己肯定感の高い親と低い親との間で、様々な権利意識であったり相談・救済制度をどう使っていくかというところに差異が見られるという結果が出てきております。いかに自己肯定感を高めていったり、子どものエンパワメントを図れるような施策が実施できるか、その一つがこの委員会にもありますように「子どもの参画また意見表明」そして先ほども述べました「子どもにやさしいまちづくり」というところがポイントになってくるのではないのでしょうか。

次に、わが国に子どもの人権・権利の理解が進んでいるのかと言うと、そういう状況も一方にはあるもののそうではない状況、すなわち、子どもの権利への誤解や抵抗感というものがあります。「子どもの人権が子どもをだめにした」とか「学校がだめになったのは子どもを甘やかす人権思想である」とか「それだけでなくも生意気なのに、人権などといったらどうなるのか」といったような、権利と聞くだけでアレルギー反応を起こす人もおり、誤解や抵抗感があるのではないのでしょうか。茨城キリスト教大学の安藤博先生は、本の中で、「子ども人権実現の壁」という表現をされています。そこには子どもは「こうあるべきである」「こうあってはならない」というおとなの願望や規制を受け、おとなは人権の大切さや子どもの権利の大切さについて言葉では理解を示してはいるが、実際に子どもと接していくような状況では行動にしなかったり、心の中のどこかの部分で抵抗を感じているというような分断があるのではないかとし、これがなかなか子どもの人権が実現できない壁になっているのではないかとお話をされています。そして最後の課題でもお話させていただきますが、条例を作っていこうということになると、「子どもの権利条例なのか子ども条例なのか」、「子ども施策を推進していくための条例なのか」、または「虐待を防止したりいじめを無くしていこうという条例なのか」といったことが議論になります。その中で、「子どもの権利」という名前を付けると必ず出てくるのが、「権利より義務である」、「権利より責任である」という話になります。また、権利を認め学校の中で「権利、権利」となると、教師も上手くそれを自分の中で踏まえて学級経営に活かしていくことが難しくなったり、子どもが「そんなこと言ったら教育委員会に言う、オンブズに申し立ててやる」となると先生が厳しく指導ができなくなる状況にあるという指摘もあり、「この権利思想というものが入っ

てきたことで子どもたちのわがままが助長されてしまったのだ」という話も中には出てきます。また、最近では犯罪の低年齢化で様々な事件報道なども相まって少年法の改正の中でも出てきましたように、なるべく有無を言わさず子どもにも厳しくしていこうという厳罰主義（ゼロ・トレランス）という思想が入ってきております。2007年2月に文部科学省が通知で出した、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」の中で、いじめなど問題行動を起こした子どもの保護者には全体の子どもの学習環境を守るため出席停止措置を通知するなどして厳しく行っていく姿勢が示されています。

そして、「子どもは人間である」とか「子どもは子どもである」という話をした中で、人権というものの概念の中に当然「人」の中には子どもも入るのだと考えると、あえて子どもの権利とか子どもの人権という言葉ではなく、人権という概念だけで子どもの権利の問題は片付くのではないかという話です。つまり子どもの人権という話はおかしいのであって、子どもの人権という言葉が逆に子どもを人として認めないようなところに繋がっていくのではないかという話が出たり、その子どもの固有性などを考えずに人権の範疇の中で子どもの権利を考えていけばいいのではないかという理論です。すなわちあえて「子どもの権利条例」というのは必要ないという話であります。他には、参加とか居場所を権利条例に入れるのではなく、子どもの権利を侵害された子どもをどうエンパワメントしていくかという側面について議論していく、つまりいじめからの解放・虐待からの保護といった生命・生存権的権利の救済施策に限定して考えていけばいいのではないか、という話もよく出てきます。また、最近ではあまり出てこなくなりましたが、子どもの権利条約自体は発展途上国向けの権利条約であって、日本の先進国にはあまり関係ないのではないかという話もあります。これはヨーロッパの人権思想に基づきながら作られたものであって、制定過程を見ていくと逆に発展途上国への子どもの権利というものがしっかり条約の中では根付いておらず、むしろ発展途上国向けの条約ではないという話も一方にはあります。

次に子どもの権利の視点に立つことはどういうことかということ、おとな主導からの転換、当然子どもは子どもとして保護されるということをベースにしながら権利は考えていかなければならないが、おとなが何とかしてやるとかおとなが守ってやるとかというおとな主導施策からの脱却であります。つまり子どもの権利の視点に立ちながら子どもの意思とニーズを優先的に保障したり、子どもに寄り添って子どもが実際に活かせる施策を展開していくというのが子どもの権利の視点に立った施策作りです。これは例えば子どもの意見表明であったり、子どもの相談・救済の中で権利侵害されたエンパワメントをどのように図

っていくかが子どもへの直接支援に繋がったり、それらを認識する中で子どもは力を付けていったり社会的な問題として捉えていくんだというような指摘もあります。子育て支援の重要性に立脚しつつ、それ以上に子どもを直接支えていくこと、子どもたちが自己の力に気づき、その力を信頼し、自身の力と意思で生きていくこと、エンパワメントを支援していくような子ども支援、子どもエンパワメントの条例が求められていると様々な研究者が言われているところです。

さてこれは前置きでありまして、他自治体の条例の特徴を先に話をした方がいいかとも思いましたが、あえて意味のところからお話しさせていただきました。先ほど簡単な歴史の中で、川西市の条例と川崎市の条例についてお話しましたが、資料の最後に「子ども条例ハンドブック」に掲載されております法政大学大学院の高木さんがまとめた「子ども条例制定の動向と特徴」を付けておきました。分かりやすいのは、最後の条例一覧で、2008年の1月段階のものでありますが、総合条例は2000年に川崎市が条例を作り、北海道の奈井江町、岐阜県の大垣市、東京都の目黒区、最近では三重県の名張市、石川県の白山市、福岡県の志免町、そして富山県の射水市などで制定されました。もともと富山県小杉町には条例があったのですが、自治体の統廃合の関係で射水市に合併された中で一度条例が廃止されました。一般的に総合条例では前文があり、その前文の中に子どもの権利の視点や地域の状況、グローバルな視点などが書かれた上で、本条の「目的」となっていきます。小杉町の条例ではそうであったのが射水市の中では前文が無くなってしまったり、子どもの権利思想が後退したなど、少し批判をされているところもあります。あと愛知県の豊田市は、どちらかというと子育て支援を中心としながら次世代育成支援行動計画を上手く発展させていく中で作っていったということがあります。川崎市が条例を作った当初は、次世代育成支援推進法がまだ出来ていませんでした。豊田市とほぼ時同じくして名古屋市の条例も作られているのですが、最近の条例は次世代との関係の中で、子どもの権利の視点と次世代の視点を上手く混ぜ合わせながら作っています。特に豊田市の条例は評価も高く、後で皆さんに御紹介したいと思います。そして個別条例では、中野区で「教育行政における区民参加に関する条例」ができたり、意見表明・参加に関する条例がいくつかあります。そして次にあるのが権利救済型の条例で、川西市が1998年に制定し、続いてそれとほぼ同じ枠組みで岐阜県の岐南町にも制定されました。川崎市の条例は、子どもオンブズパーソンではなく人権オンブズパーソン条例の中に男女平等と子どもが併存している点がポイントであります。川崎市の場合は、総合条例の中に子どもの相談・救済制度を設置しておりまして、それに基づきな

がら人権オンブズパーソン条例が作られています。他、個別条例の中には埼玉県さいたま市、これは学校災害があった時に、プラスアルファでさいたま市が給付金を出すという条例だと思います。あと虐待防止に特化した条例、防犯・安全に関する条例もあります。また施策推進の原則条例とは、それぞれの自治体の施策を推進していく原則が書かれている条例です。総合条例と何が違うのかと言うと、総合条例は前文があって、目的があって、子どもの権利の視点が様々述べられていて、居場所、子どもの参画、子どもの相談・救済、評価・検証が一つの条例の中にかかなりの部分が入っているものです。あとは子育て支援に関する条例です。メインは、子育て支援を推進していくための条例で以下のようなものができています。そして健全育成条例は、子ども育成条例という名前が付いているけれども、理念的には青少年健全育成支援条例になっています。あとは条例制定途上の項目に、千葉県が載っているのですが、次世代計画などを受けて子どもの権利の保障のための人権条例の制定、子どもの参画の方法について「子どもの権利・参画のための研究会」を設置することについても記載されています。この様なものが条例の大枠です。さらに最新の動向ということで、付属の資料を2枚付けさせていただきましたが、2008年8月に発行された「子どもの権利研究」第13号に「2007年度の「子ども条例」制定動向の特徴と課題」が載っていました。射水市、豊田市、名古屋市、上越市が近年作られた条例ということでコメントが書いてあります。先ほど簡単に説明した射水市は合併協議に際して、新市移行後に旧小杉町の条例の趣旨を尊重する条例を検討して、制定することとされました。7章22条の構成であったが、新たな「子ども条例」は理念を示した前分が無く本文12条に簡素化され、8条に亘った子どもの権利規定は1つの条文にまとめられ「子どもは・・・」という主語は無くなってしまった、と指摘されています。豊田市に関しては、条例案策定の過程で中間報告と素案の段階で2度にわたりパブリック・コメントを実施している、とあります。後でこの豊田市の条例は説明したいと思います。名古屋市の条例のポイントは4つのNPO法人が協働して市と一緒に作りました。これも2度にわたりパブリック・コメントを実施しています。一度は公聴会みたいなもので、もう一回がパブリック・コメントだったと記憶しておりますが、2度にわたり意見を聞いているということです。「子どもの責任」については「子どもの年齢及び発達に応じ、社会の責任ある一員であることを自覚し、自分の権利が尊重されるのと同様に、他者の権利を尊重するよう務めなければならない」と定め、他者の権利の尊重を定める訓示規定にとどまっているとあります。この条例も名古屋市の条例もそうなのですが、やはり権利を掲げた時に様々な中から責任をどうするかという話が出てきて、この責任の部分をあえ

て条文に書く必要があるのかどうかと議論になっています。川崎市の条例であったり多治見市の条例は全く書いてないのですが、近年できた条例の多くは内在的制約を子どもの責任と制約の中に入れ込んでいることが多いと思います。それから上越市のことも書いてあります。2007年2月制定というところですが、政令指定都市では札幌市で子どもの権利に関する条例が、2月に市議会で否決されています。否決直後、市長選・市議選があり、同市長が当選しまして、2月1日の選挙前の提案では見送られた救済機関の設置を含む提案書を市長に提出し、6月に議会に提案されたのですが、その結果継続審議になって、まだこの札幌市の子どもの権利条例は認められていません（注：2008年11月に「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」という名称で可決）。この札幌の条例案に関する経緯や他自治体の条例の動向等については「子どもの権利ウェブ」という札幌市が運営しておりますホームページを参照してください。その中で5月に提案した条例を見てみると、かなり詳しく子どもの救済制度についても条例の中に入れ込んであります。また最近では、DCI日本支部の福田雅章先生（一橋大の名誉教授）が中心となりながら新潟市や国分寺市の方でも条例策定の動きがあります。福田先生は「これまでとは違う新しい条例が作られようとしている」というコメントをしております。そして総合条例以外の子ども条例もいくつか載っております。例えば石川県の「いしかわ子ども総合条例」はあまり類をみない条例です。青少年健全育成の項目、その関係での罰則規定、最善の利益といった子どもの権利の視点、子育て支援等、条例の中で子ども施策の子どもから青年まで幅広く入れ込んでいるというとても特徴的な条例です。

実際に見てみないと分からないのでとりあえずこのくらいにしておきまして、今日は急いで「子ども条例の特徴を読み解く視点」というメモを作ってきました。まず条例を見るポイントは地域の実情に依拠しているのかどうかということが一つの視点になります。すなわち多くの自治体の中では子どもの意識・実態調査などをして、それに基づきながらどういう施策が地域に必要なのかという事を深く検討した上で条例を作っているところと、条例が必要なのだと条例ありきで条例を作っているところがあります。ボトムアップで作っていった条例などは地域の中で非常に機能していくこともあるのですが、条例ありきで作っていったり地域の実態に即さず権利条約の視点から明文化されたものを条例に落とし込むようなことだと、なかなかそれが動いていかないという実態もあります。先ほど前文の話をしたのですが、前文によくこの地域の中でどうなのかというところが込められていることもあります。そしてその前文にはグローバルな視点が盛り込まれているかということを目指しましたが、一つは子どもの

権利条約の視点に基づきながら子どもの権利の視点が盛り込まれているのかということ。また先ほど簡単に説明しましたユニセフが提唱している「子どもにやさしいまちづくり」といった視点が組み込まれているのかということ。そして3つ目ですが子どもの権利の視点に立脚しているのかどうか、すなわち「子どもの権利」という用語が用いられているのか、それともあくまで議会对策など様々な理由で「権利」というものを取って子どもの尊厳という言葉であったり「子ども～」という形で、権利を意識的に条例に盛り込まないというようなところもあります。そして先ほど少し枠組みを説明しましたが、総合条例なのか個別条例なのか施策推進条例なのかというのが一つの視点です。後で少し日野市の事例を見ていただきたいのですが、子どもの権利に立脚した川崎市のような総合条例なのか、青少年健全育成に特化した条例なのか、はたまた子どもの権利の視点も書いてあるし青少年育成のことも書いてあるし、それらが一つの条例の中に混在して違和感がある中調和しながら作られている条例もあるわけです。あと「子どもの権利と責任について」ということで、他者の権利の尊重、権利の内在的制約のところをどのように盛り込んできているのか、それが訓示的な規定なのかそれとも規範主義的な道徳的・指導的なところで条例に落とし込んでいるのかもポイントとなります。中には子どもへの罰則規定ではないのですが、罰則規定が組み込まれている条例もあります。あとあるべき「子ども観」というものが、おとなの『子どもはこうあるべきだ』という考え方に立脚しながらその価値観を条例の中に入れ込んでいるところもあります。ひとつのキーワードとしては違和感がある場合もあるし違和感がない場合もあるし微妙なところだと思うのですが、「感謝」「ありがとう」「規律」「社会の規範」「社会のルール」「伝統」「郷土愛」「あいさつ」「子どもは～しなければならない」というようなことを条例の中に落とし込んでいるところもあります。そして条例の中に救済制度というものが入っているのかも最重要ポイントです。救済制度は、一つは兵庫県や川崎市のオンブズパーソン、また埼玉県や目黒区の場合は子どもの権利擁護委員という名称を使っています。相談や救済制度では、既存の機関の強化としているところと、新しく第三者機関を設置するパターンがあります。

そして先ほど札幌市の条例を紹介する中で、条例の中に相談・救済機関というものが明文化されているパターンと、市や県は今後相談・救済機関のようなものをしっかり作っていくというような形で今後の検討課題、施策を推進していくというだけで述べられているのかによってもかなり違います。前者の場合は直ぐ作っていかなければならないし、今後の検討課題の場合は検討を急いでいなかったり、既存の機関の強化という形で運用するパターンもあるわけです。

そして子どもの権利委員会のような評価・検証システムというものがあるのかどうかということが次になります。例えば川崎市では子どもの権利委員会があったり、また他の自治体にも色々な形の評価・検証システムがあります。その評価・検証システムというものが条例の中に入っているのか、そうでないのかということがポイントになってきます。制定・立法過程も追っていく必要があります。その条例を作る時に市民が協働しながら作っていったのかどうか、また子どもが本当に参加しているのかどうか、先ほど豊田市と名古屋市でパブリック・コメントを実施したとありますが、中にはパブリック・コメントを実施するのだけれども、非常に期間を短く設置して市民からの意見が出てこなかったり、「そんなのやってたの」という中で終わってしまったというパターンもあるわけです。よって、条例を作った場合パブリック・コメントの実施があるのかどうか、またそれを実施するにあたって情報が県民・市民・町民に十分に伝わっているのかも重要です。先ほど射水市のお話をしましたが、小杉町から射水市の条例を作る時に、ほとんどの人がどういうものになるのか知らず、多くの人があるまま受け継がれるのではないだろうかという推測の中、情報が無い中でできてしまったのが射水の条例です。小杉町の条例を作る時にはかなり市民や子どもが参加しているものの、射水市に引き継がれた時にそうではなくなったという批判をされている人もいます。名張市は議員立法という形で条例が作られています。秋田市の条例も議員立法で作られています。議員立法は、議会の中で多数派が占めることであったり、超党派の議員の中で立法をしていく場合には、比較的議会の承認を得やすいというメリットはありますが、立法はできるのだけれども行政の方が制定後の政策展開効果を見越しているのか、行政がどのような枠組みの中で条例を作っていたり動かしていくのか、というところが落ちていくということもあるので、議員立法の場合にはその後のことも見ていく必要があるわけです。中には行政主導で市長が公約的にやろうとか、ある部署の中でのものすごく熱心な方がいてその人を中心として条例を作っていくというパターンももちろんあるわけです。しかしながらこういった場合に行政が作りたい条例を上手く条例の中に盛り込んでいって、議員、行政とのなかは上手くできるものの、市民や子どもの参加がお飾り的なものとして、市民も参加しながら一緒に作ったというような形にしてしまうことも出来なくはないわけです。つまり市民参加、NPO参加が無くして作る行政主導の条例というものにあっては、施策を展開していく意味においては運用しやすいかもしれないけれど、作った後それが本当に市民に生きていく条例になるのかというのは別の問題になってくるのです。やはり行政とNPOや市民、子どもを含めた中で、策定作業を進めていかないと、後々非常に厳しいということもあるので

はないでしょうか。あと、次世代育成支援行動計画との関係です。また議会の動向というのも、もちろんあります。たとえば川崎市であったり豊田市のように全会一致で条例が通る場合には、しこりを残さないところもあるわけです。しかし賛成多数であったり、議会がすんなり通らなかつたりすると、その後々でも問題になることもあるのです。そしてさまざまな視点を持った公募委員が入ることで、策定作業の過程ではいろいろな論点があるところです。

次に公的第三者機関の設置ということで、この「子どもの権利・参画委員会」が一つ目指している第三者機関の設置にはグローバルな背景があります。子どもの権利条約を批准すると、締約国はそれぞれ国連の子どもの権利委員会において、その実施状況についての審査を受けることとなります。例えば日本の場合、当初子どもの人権専門委員という法務省の制度を子ども人権オンブズマンと同じ意味を持つものとして運用しようとしたわけですが、国連からは制度的に改善しかつ拡大するか、若しくは子どもの権利のためのオンブズパーソンを創設するなど独立した監視機構を設置するために必要な措置をとるよう勧告されています。それで先ほど紹介した川西市、埼玉県、川崎市におけるオンブズ制度の設置を歓迎しているわけです。これは8月5日の時にもお話したかもしれませんが、日本の特に川西市のオンブズパーソンは、世界からも注目されているシステムで、ノルウェーの初代オンブズマンのフレッコイさんや、3代目のトロンド・ヴォーゲさんが視察に来ています。視察後「これは日本のオンブズの形ということで非常に上手くできている。これを世界的に広報していくのが僕の役割なんだ」とトロンドさんもおっしゃって、今ユニセフのイノチェンティ研究所にいる方なのですが、日本の川西市のオンブズシステムを非常に評価しています。フレッコイさんは川西市のシステムを見て「川西市のシステムは個別救済に特化している」と感じていました。ノルウェーの子どもオンブズマンは国家オンブズマンで、個別事例を扱った結果その中から一般原則事例を抽出し、それらに基づき制度改善を提言したり、子どもの権利が侵害されない様にモニタリングしていくところに最大の焦点を当てているのが特徴です。なので、フレッコイさんは川西市のシステムを見た時に、これは個別救済に特化しすぎていて、これからオンブズの動いていく方向としては、モニタリングや制度改善に重きを置いていく必要があるのではないかという話をされたと聞いています。日本の場合、どちらかという子どもとの相談、そして相談の中で申し立てがあった事例に対して子どもと話し合う中、子どもの侵害された権利を回復したり子どもの元気を取り戻したり、間に立って調整していくということに重きを置いています。それでもし問題があった時には、当該学校や当該行政機関に意見表明をしたり勧告したりということもあるわけです。そういう

中で例えば当該事例に関して調査した結果、それに関してシステムに問題があるということで制度改善を提言していったり、さらに子どもの権利が侵害されない様モニタリングしていったりということもオンブズの役割になっています。

このオンブズ制度というものがどういう制度なのかということ、諸外国の事例であったり川西市や川崎市、埼玉県の事例などから理解するのは非常に難しく、これまでの救済機関とは違うので、これを理解し制度を継続して運用していくということは、人的資源がとても大切です。しかしその人的資源をどう確保するのかということと、行政が作る場合はその予算措置というものをどう作るのか、また議会で賛成が得られるのかどうか慎重な議論求められます。このシステムを作った川西市において、学校の先生や行政の職員、子ども、市民にヒアリング調査及びアンケート調査を行うと、いろいろな興味深い結果が出てきました。どういう結果が出たかということ、保育士・幼稚園・小学校低学年の先生はこのシステムに非常に好意的でした。しかし中学校の先生など学年が高まると、この制度に批判的な考えを持っている先生がヒアリングの中では多かったです。その中で、この制度がどうしてそのように捉えられているのか追っていくと、システムに対する誤解などが見て取れてきました。調査をする中で最初はこのオンブズ制度がマイナスのイメージで捉えられていることが多かった。「オンブズが来たら何されるんだろう」、「ただでさえこんなに忙しいのにオンブズが入ってくることによってどれだけ仕事量が増えるんだ」、さらに「子どもはオンブズに言うたで！！というようなことを言ってきたりして先生としては困ってしまう」といったものです。そうした中でマイナスイメージがあったのだけれども、実際にある事例があつてオンブズが入ってきてくれたことにより、マイナスイメージがむしろプラスイメージになり、今度別の機会があつた時にオンブズを利用してみたい、または他の先生に紹介してみたいという意見、マイナス意見からプラス意見に変わったということがとても多かったのです。そうしたことから、当事者には、自分が経験した事がないのでどれだけの事務負担量が増えるのかという負担感、また今後どうなっていくのかが分からない不安感などがあると考えられますが、そうしたものをどう関係者の中に伝え、解消していくかが課題となります。決して学校の先生や行政を批判するための制度ではなく子どもも利用できるし保護者も利用できるし、学校の先生も当然利用できる制度です。「四方八方塞がってどうしようもない時に利用したい」という利用意向もありました。「町全体がこのシステムを使えるんだ」「川西市の市民として誇りである」と捉えている方も多かったです。しかし、「僕の思う感覚は決して間違っていない、きっとオンブズが学校に入ってきたらとんでもないことになる」と感覚的に思っている方もいました。今後も検証

していく必要を感じています。

埼玉県子どもの権利擁護委員会の調査専門委員である中谷先生は、第4回子ども人権懇話会の時に、「このシステムは学校にとってもとてもメリットがある」ということを強調されていたのが印象に残っています。詳しい事はその時の報告内容をふまえレジュメに載せておきましたので御参照ください。また11ページは、札幌市が条例を策定する際に作成された資料（川西市、川崎市、埼玉県における制度の概要）がインターネットに載っていましたので引用させていただいたものです。

その次の12ページを見ていただくとノルウェーはバルネオンブレット（Barneombudet）という名称の国レベルのオンブズマンです。ノルウェーの人口は500万人弱と多くはないわけです。先ほどの3つの自治体（川西市と川崎市と埼玉県）のオンブズパーソンを比較してみると、川西市は16万人、川崎市は136万人、埼玉県は710万人です。その中で川西市はオンブズが3人、相談員が4人、専門員6人（専門員というのは、これまでオンブズを経験した人たちがオンブズ制度に専門的知見からアドバイスをするための形で関わられています）、そして事務局職員が1名です。この相談員は最初3人で、事務局職員が2人いました。この2人の内の1人を事務局の専従にして、もう一人のポストを相談員のチーフという形で3人から4人に変更したので相談員が4人になっているのです。川崎市は先ほど申しましたように、男女のオンブズパーソンと子どものオンブズパーソンが一つの人権オンブズパーソンの中で運用されています。2人は弁護士と大学の先生、あと専門調査員が4人、事務局職員が3人です。埼玉県の場合は、3人の権利擁護委員がおられます。この3人の内訳が、弁護士と前埼玉県社会福祉協議会の副会長と埼玉大学の心理学の教授です。そして調査専門員が3人も大学の先生です。8人の電話相談員がいます。この8人の電話相談員は専門研修を受けた方で、平成18年度は2,065件の相談がありました。この2,065件の内のほとんどが電話相談で解決されていくところですが、そして電話相談解決しなかった、また調査専門員に引き継いだ方がよいと思われる事例の場合には、調査専門員が面接をしていきます。その面接を実施したのが19件です。これを少ないと見るのか多いと見るのか、もう少し調査専門員に引き継いだ方がいいのかどうかというのは議論があります。全体的に見てみると子どもからの相談は川西市が40%、川崎市が55%、埼玉県が65%で埼玉県は非常に高いです。それぞれの自治体で名刺のようなカードを作って、たとえば5年生と中学校2年生に配布する自治体や全学年に配っているところもありました。自治体によって当然認知度に差はあるとは思いますが、調査結果によると川西市の生徒の認知度は非常に

高いです。埼玉県も認知度は高いです。川崎市に関しましては、少し認知度が低くなってきました。これは条例ができてから時間が経ったことが影響しているともいえますが、現在川崎市ではオンブズパーソンが学校に訪問し、オンブズパーソン制度について解説して巡回したり、児童養護施設においても啓発活動を行っております。

最後に、「条例制定に向けての合意形成をどのようにとっていくのか」についてです。ポイントは合意形成と言ってもまず理念や内容面の合意形成、すなわち「何で子どもの権利条例が必要なのか」、「何で子どもの権利なのか」という議論で、必ず出てくるのが先ほどあったような、「権利、義務、責任論」です。これを作る側と市民がある程度の認識を持った上で合意を作っていく必要がある、ということが一つです。あとは庁内の中での合意形成をどうとっていくかで、担当部署の中でも賛成している職員と賛成していない職員がいるといったことがあります。また、たとえば市長部局が賛成しても教育委員会が賛成しないなど、様々な状況があるわけです。そういった中でどう合意形成をとっていくのかということと、条例ができた後それを動かしていくためのシステム作りをどうとっていくのかを見越した上で作っていかないと後々大変なことになってしまいます。あとは子どもを含む市民との合意形成をどの様にとっていくかです。他は、先ほどから申しております救済制度を条文の中に入れ込んでいくのか。そして子ども条例の検証方法どの様にしていくのか、といったことについてレジュメには書いてあります。最後に今後の自治体の子ども施策というものをどのようにしていくといいのか、ということを書いておきました。最後に書いてあるのは参考文献です。条例の改題といいながら、条例を見ながら改題していくことは時間的に無理でした。概略すぎて分かりにくかったかもしれませんがお話を止めたいと思います。ありがとうございました。

池口会長

どうもありがとうございました。それほど時間もないので早速質問があればどうぞ。

岡田委員

特徴を読み解く視点で地域の実情に応じているというところに私はとても注目しました。すごく個別の総合条例がいろいろなタイプが結果的に出ているわけですが、そこはやはり人間が作っているんだなということと、熱意を持って立ち上げる人たちは子どもに日常的に関わっている人、あるいは子どもの施策に関わっている人、あるいは法律関係の人、子どもに日常的に関わっている人

が立ち上げているのですか？

半田准教授

先ほど名古屋市の場合には、4つのNPOが関わったのですが、4つのNPOも全部子どもに関わる場所です。学校ももちろんそうですし、条例策定委員会を作る時に、学校の先生にも入ってもらったり、当然教育委員会、子ども部、また市民、そして、子どもに関しては子ども会議のようなものを作ったりし、その子ども会議を子どもだけで運用した方がいいのか、またはファシリテーターを入れて上手く運用していった方がいいのかということ議論しながら作っていきました。ということからしても、やはり行政・法律家を含めた子どもに日常的に関わる人です。

岡田委員

今の子どもに関わっている人が、やはり立ち上げるというような実感的なものであれば、例えば議会の中でかつて子どもだった人たちのなかなか手強い意見が非常に強かったりすると、上手く進んでいかないということがあるので、実情や実態、子どもの意識調査とかがとても大きいウエイトを占めているのではないかとお話全体を伺って感じました。

半田准教授

川西市の条例を作った時にも、意識調査をしていじめを受けていて死にたいと思っている等、自己肯定感が非常に低い状況が出てきてそれを踏まえて、それではどうしようかということを考えていったのです。

黒木委員

先ほどオンブズパーソンのシステムについて、ノルウェーの例はすごく制度改善やモニタリングまでいくというところが新しい刺激でびっくりして、そういうことも出来たらいいなと思ったのですが、そのオンブズパーソンが学校に入った話をされたでしょ。保育所や幼稚園や小学校低学年の先生はそういうシステムに賛成なんだけれども、高学年になっていくと自分が忙しくなったり批判されたりすることが多くなるのではないかとということではなかなか賛成が得られない中で、実際に事例を解決したことがあってそうすると反対の先生方も変わったとおっしゃいましたよね。それはすごく大きな突破口かなと思うのですが、そういう事例はどのくらいあるものなんでしょうか。

半田准教授

そのあたりの事例の数とかは追いきれないところがあるのですが、基本的に本日話に挙げたオンブズパーソンというものは年次報告書を出します。オンブズの機能としては、まずは個別救済、そして子どもの権利が侵害されていないかどうかをチェックするモニタリング、そして制度改善、教育・啓発という4つがポイントなのです。教育・啓発活動の流れの中で川崎市や川西市も各学校などいろいろな所に行って、顔の見えるオンブズパーソン制度というのが一つポイントとなっています。どういう人が相談を受けるのかということが分からないと相談しにくいような状況になっているので、まず顔を知っていただくというのと、毎年、年次報告書という形でどういう事例を何件くらい行ったのか、どういう特徴があったのか、意見表明とか勧告などどういうことをしたのかを公表していきます。つまり公表していく中でオンブズパーソンがどういう活動をしているのかを、川西市の場合は市民に公開しています。その時に僕も何年も連続して行かせていただいた中で、市民の方はどの様に捉えられているのかをそのこの会合の中で報告して行きました。よって市民の方々はオンブズパーソンがどういう活動をしているのかを一応見えるシステムは作っているのですが、それが子どもに伝わるかということと伝わりにくいところがあるわけです。今、川崎市で子どもの相談・救済に関する調査をしているのですが、川崎市の児童養護施設にヒアリング調査に入ったのですが、その中でもオンブズパーソンが実際に訪問されている施設ではオンブズパーソンの認知度がやはり高かったです。児童養護施設では入所時に「子どもの権利ノート」というものを配布するのですが、その権利ノートの裏に手紙を書くようなものがあります。たとえば法務省の人権擁護局が作っているSOSミニレターは投函するとその書いたものが人権擁護局に届いて、それぞれのまちの人権擁護委員や人権擁護局の職員がコメントを書くのですが、川崎市の場合は「権利ノート」の手紙に書いて投函するとオンブズパーソンに届くシステムになっています。それで実際に面接まで繋がったというようなこともあります。

池口会長

よろしいですか。あと一つくらいありますか。

鈴木副会長

大胆な質問で失礼なのですが、子どもの人権実現の壁というのがありますが、一番高い壁と言いますか一番厚い壁と言いますかそれは一体何になるのでしょうか。いっぱい問題はあると思うのですが。先生の御見解で結構でございます。

半田准教授

やはり人、おとなの考え方だと僕は思うのですね。子どもはこうあるべきである、こうあってはならないという発想を転換しようと思っても自分がこれまで教育を受けてきたことと、経験の中で様々何十年と考えてきたことを突然権利であるとか人権であるというように話されても、それを変えていく頭の回路というものがなかなか上手く持ち得ない。そうすると権利と言っても子どもはこうあるべきだ、子どもは権利よりも義務であるとか責任であるというような発想がきてしまう。これまでの流れの中で培ってきた生活をどの様に変えていくのか、その一つが条例であったり条約であったりするのですがなかなかそれを変えていくのは難しい、それが人権実現の壁になるのではないかと。

片山委員

それは男女協同参画ではずっとぶつかってきた壁ですよ。隠れたカリキュラムでこれまで国民が教育を受けてきたわけですから、なかなか覆す事は難しい。家の中でおばあちゃんの価値観との戦いのような感じに近いですね。

池口会長

そのところは今後じっくり議論していきたいと思います。このままというのはやめたいと思いますがよろしいですか。今の考えは実は私は少し違う考えを持っているのですが、それはいずれ。

9時までということですので、今日の勉強のプログラムはこれで終えたいと思います。改めて半田先生、本当にありがとうございました。

今日の講義は今後千葉県の財産になっていくように頑張りたいと思います。

二点おはかりしたいと思います。一点は前回御報告しましたが、子どもの権利に関する意識調査を行った内容の御報告をしましたが、公表については保留にしていました。それは事務局からお話がありましたように、統計の仕方について慎重に専門家の判断ももらって、内容ではなく統計の処理の仕方等について問題があっても困るのでそれを経てから公表ということで、実際には千葉大の先生にそれをお願いしていたわけですが、先日やっと連絡が取れてお話ししましたら、全く問題なしと。かつ非常にシンプルな調査でそれ自体は好感が持てるというふうにおっしゃっていただきましたので、事務局に公表の段取りを整えていただいて、次回の日程を立てていただいてそれを全体で確認した上で公表に移りたいと思います。公表の仕方もいろいろあり、実際は次世代育成支援行動計画推進作業部会で報告したわけだから公表したようなところもあるので

すが、それを改めてホームページやその他の形で公表するのか、単に議事録公表みたいなことになるのか、その辺の公表の仕方も改めて事務局さんに提案していただいて全員で確認して公表に移りたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

もう一点なのですが、今後のことに関してですが本日半田先生に他県や自治体の条例について解題していただきましたけど、この研究会が条例制定を決めて作業に入ったということではありません。そこまでの合意はしておりません。それは先送りにしております。いつそれを判断するかは、色々な議論をしながら熟していくものだし、県の執行部の方々のお考えも極めて重要だと思いますので、それらを含めて一定の時期に判断をしていくものと考えております。ただこういう勉強会をずっと続けていくというわけでももちろんなくて、3年近くそれなりの議論を重ねてきたわけだし、アンケートも千葉県の子どもの実態に基づいてこの研究を重ねるために行ってきたわけですから、それに基づいて一定の考え方を形にしていこうと。それは言葉で言えば「子どもの人権に関する指針」を形にしていこうという合意されておりますので、そのこと自体の作業には次回から入っていきたいと思います。今後のプログラムについては、もう少し明確にしたものを次回提案したいと思います。副会長とそのへんについてはお話し合いをして提案したいと思いますが、少なくとも次回については今日半田先生からお話をいただいたのですが、子どもの権利に関する指針を定めるというのは一体どういう意味を持つのか、何のための指針なのか、さらにその指針の方向性はどのようなものを皆でイメージし考えていくのか。例えば先ほどから健全育成的であるとか個別救済であるとかいろいろな性格をお話いただきましたが、そういうことを含めてどういう方向性を持った指針が必要なのか。言葉を変えて言えば、子どもの人権に関する千葉県の基準と言ってもいい。どういう方向性のものを考えていくのか、ということについて議論していきたいと思いますので、まとまった方から是非メールで公開していただいて、共有作業はなるべく早いほうがいい。共有した上で議論したほうがいい。研究会に来て初めて意見発表を聞いて、これはいろいろあるなというところから始めるのと、事前に理解をして、どうやってこの共通性を整理する事ができるのか、あるいは共通ではない部分はどこからどのように出てきているのか、そういう背景を議論しながら共有化しながら少なくともこの研究会の段階ではなるべく定めていきたいと思います。どうしても定まらなかったらもちろん研究会を続けて重ねていくべきだと思います。単純に賛否をとるものではなく、そんなことをやっていたのでは到底しっかりしたものを作れないわけですから、前回副会長がおっしゃったように、これからは少し頑張って時間をとらなければいけ

ないと思いますので、月に2回になるのか場合によってはもっとになるのかわかりません。そうすると事務局も大変お忙しくなるわけですから、そのへんの話し合いも必要になりますが、少なくとも指針作りの作業に入った以上、のんびりだらだらというわけにはいかない。議論は継続して定期化していかないと積み重ねができません。それをしっかりやった上で初めてパブリックコメントや子どもの意見を聞くとかが可能になるわけです。少なくとも次回については今申し上げた点をお考えいただいて、それぞれの委員さんお考えがあれば勉強し、他に相談し、その上で間に合うように意見をまとめて出していただいて議論するというにしたいと思いますがよろしいでしょうか。事務局もよろしくお願ひしたいと思います。

では私の方は以上です。

事務局

以上を持ちまして本日の会議を終了します。長時間にわたりどうもありがとうございました。